

USPTO による改正特許法 (AIA) に係るルール改正案

2012年01月16日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

米国改正特許法 (America Invents Act (AIA)) のうちの 2012 年 9 月 16 日施行分の 3 つ (Third Party Submission of Prior Art in a Patent Application、Citation of Prior Art in a Patent File、及び OED Statute of Limitations) に関し、2012 年 1 月 5 日に、改正案が USPTO によって公表され、これらの改正案に対するパブリックコメント期間が設けられ (2012 年 3 月 5 日に)、パブリックコメント (written comments) が検討された後に正式にルールが改正される予定です。

また、2012 年 1 月 6 日に、USPTO によって Inventor's Oath or Declaration に係るルール改正案が公表され、この提案に対してもパブリックコメント期間が設けられ (2012 年 3 月 6 日に)、パブリックコメントが検討された後に正式にルールが改正される予定です。^{*1}

なお、Supplemental Examination、Post-Grant Review、Inter Partes Review、Transitional Program for Covered Business Methods、及び Derivation に係る各ルール改正案については、今月後半に公表される予定です。

以下に、上記ルール改正案の要点について簡単に説明します。

【全 4 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

^{*1} LINK: http://www.uspto.gov/news/fedreg/fr_2012.jsp